

議案第 31 号

橋本市立こども園条例の一部を改正する条例について

橋本市立こども園条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めた
いので、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立こども園条例の一部を改正する条例

橋本市立こども園条例（平成 19 年橋本市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(事業) 第 4 条 こども園は、次に掲げる事業を行う。 (1) 認定こども園法第 3 条第 2 項に関すること。 (2)～(3) 略 (退園及び停園) 第 7 条 市長は、こども園に入園している子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、退園又は停園を命ずることができる。 (1)～(3) 略 (4) 利用者負担額を納入しない場合 (5) 略 (利用者負担額等) 第 8 条 第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する子どもの利用者負担額は、橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例(平成 27 年橋本市条例第 号。以下「利用者負担額等に関する条例」という。)第 3 条の規定によるものとする。 2 第 5 条第 1 項第 2 号に規定する子どもの預かり保育料の額は、利用者負担額等に関する条例第 6 条の規定によるものとする。	(事業) 第 4 条 こども園は、次に掲げる事業を行う。 (1) 認定こども園法第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に関すること。 (2)～(3) 略 (退園及び停園) 第 7 条 市長は、こども園に入園している子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、退園又は停園を命ずることができる。 (1)～(3) 略 (4) 保育料を納入しない場合 (5) 略 (保育料及び入園料) 第 8 条 第 5 条第 1 項第 1 号に規定する子どもの保育料は、橋本市保育料徴収規則(平成 18 年橋本市規則第 88 号)第 2 条の規定によるものとする。 2 第 5 条第 1 項第 2 号に規定する子どもの保育料及び入園料は、橋本市立幼稚園設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 108 号)第 3 条及び第 4 条の規定によるものとする。 3 第 5 条第 1 項第 2 号に規定する子どもの預かり保育料の額は、日を単位とし、子ども一人当たり日額 500 円とする。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。